

グローバルな正義と故国に「留まる権利」

——「移動の自由」についての批判的考察を手がかりに——

白川 俊介

(関西学院大学 総合政策学部)

貧困にあえぐ遠くの他者に対して、われわれはどのように手を差し伸べることができるだろうか。しばしば議論されるのが、グローバルな正義の観点からの国境開放論 (Open borders) である。すなわち、貧困にあえぐ人々の「移動の自由」を保障し、そのためには、とりわけ先進諸国は国境を開放し、そのような人々を受け入れるグローバルな正義の義務があるというものである。たとえば、チャンドラン・クカサスは、「移動する自由」は人々が享受すべき「基本的自由」であり、貧困から抜け出す有効な手立ての1つでもあるそれを認めないのは、貧困から抜け出すことを認めないのと同義であると論じている。

かかる指摘は実にもっともなのだが、「グローバルな正義の義務」と「自由移動の保証 (国境開放)」は、クカサスのいうように直結するものなのだろうか。本報告では、真に「移動の自由」を重視するのならば、グローバルな正義の観点から国境開放を奨励する以前に、われわれは正義の義務として、貧困にあえぐ人々に対して、故国に「留まる権利」(the right to stay) の保障とそのためネーション・ビルディングの援助義務がまずもって優先されるべきなのではないかと論じたい。

「移動の自由」とは、通常は「A」から「B」に自由に「移動する」ことを意味するであろう。したがって、それが規制される場合、「A」から「出る」(exit) 自由と「B」に「入る」(entry) 自由が問題になる。しかしながら、「移動の自由」はその概念のうちに、あるところから別のところへ「移動する」自由だけを包含するのだろうか。おそらくそうではないだろう。

「移動の自由」は、それと表裏一体のものとして、「移動しない自由」も含むのではない。つまり、「A」から「B」に移動できるけれども、「A」に「留まる」自由である。もし「留まる」ことができなければ、その人は移動せざるをえないのであって、それは自由な移動ではなく強制移動である。だとすれば、「移動の自由」は、まず「留まる自由」が保証されたうえで、移動するかしないかを自由に選択できる自由であると理解されるべきである。したがって、「移動の自由」を字義通り「移動する自由」だと捉えるだけでは、片手落ちである。

こうした理解を踏まえれば、上記のようなクカサスの議論は、グローバルな貧困への対処療法としてはもっともであるといえるかもしれないが、貧困国の人々は、「移動の自由」が侵害されているというよりもむしろ、それ以前に、自分が生まれた社会が貧しいがゆえによりよい機会を求めて出ていかざるをえないという意味で、父祖の地に「留まる権利」を侵害されているといえるのであって、この点は看過されるべきではない。とすれば、まずもって重要なことは、ことさらに移動の自由を奨励するよりも、貧困国のネーション・ビルディングを援助し、その国の人々が自分にとって住み慣れたなじみ深い場所に「留まる自由」を保障し、人々が真に移動するかどうかを選択できる条件を整えることではないだろうか。